

(平成24年6月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年12月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月から6年3月まで
② 平成6年7月から12年3月まで

私は、市役所から送られてきた国民年金保険料の納付書を持って役場や銀行等に行き、毎月保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は4か月と短期間であり、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①前後の期間の国民年金保険料は現年度納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①の前後を通じて、住所の変更も無く、生活状況に大きな変化も無かったと供述していることから、申立期間①の国民年金保険料についても納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人は、当該期間中の平成6年12月にA市に転居した理由について、B市での仕事が無くA市に転居したと供述しており、A市の収滞納一覧表の収納状況によると、未納であると記録されている上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、A市において申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②の大半は、平成9年1月の基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、国民年金保険料の収納事務に係る電算化の進展により、当時の記録管理の信頼性は高いと考えられることから、申立人の申立期間②に係る記録漏れや記録誤りが発生したとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年12月から6年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月 7 日から 46 年 2 月 19 日まで
② 昭和 50 年 4 月 9 日から 51 年 3 月 26 日まで
③ 昭和 53 年 3 月 26 日から同年 6 月 1 日まで
④ 昭和 63 年 11 月 18 日から平成元年 3 月 1 日まで

申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に、申立期間④はD社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社（現在は、E社）に勤務していたと主張しているところ、同工場に係る申立人の雇用保険の加入期間は、厚生年金保険の加入期間とほぼ一致しており、雇用保険の加入記録からは、申立期間①における勤務実態を確認することができない。

また、E社は、当時の関係資料を保管していないと回答しており、複数の同僚からは、申立人の申立期間①における勤務実態や給与からの保険料控除の状況に関する証言が得られず、申立人も当時の関係資料を保管していないため、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び給与からの保険料控除について、確認することができない。

申立期間②について、申立人が挙げた同僚は、勤務期間は不明であるが、申立人はB社に勤務していたと証言している。

しかしながら、申立人が主張するB社の業務（F業）は、申立期間②当時、厚生年金保険法において強制適用の対象業種とはされておらず、オンライン記録からは、申立人及び前述の同僚の供述内容に合致する厚生年金保険の適

用事業所を確認することができない。

また、当該同僚は、B社で勤務した期間には、厚生年金保険に加入していなかったと証言しており、オンライン記録からは、申立人と同様に、当該同僚に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立人等の供述からは、当時の事業主及びその他の同僚の所在を確認することはできないため、申立人の給与からの保険料控除について確認できる関係資料及び証言は得られない。

申立期間③について、申立人はC社に勤務していたと主張しているところ、同社に係る申立人の雇用保険の加入期間は、厚生年金保険の加入期間と一致しており、雇用保険の加入記録からは、申立期間③における勤務実態を確認することができない。

また、申立人はC社を退職する際に健康保険証を同社に返したと供述しているところ、同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票からは、昭和53年4月8日付けで社会保険事務所（当時）に返納された記載が確認できる。

さらに、C社は、既に廃業しており、当時の事業主は死亡している上、連絡が取れた複数の役員及び同僚からは、いずれも申立人の勤務実態や保険料控除の状況に関する証言は得られない。

申立期間④について、申立人の雇用保険の加入記録及び同僚の供述内容から、申立人がD社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録では、D社は平成元年3月1日から厚生年金保険の適用事業所となっており、当時の経理事務担当者は、「平成元年3月より前には、同社の従業員は厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している上、給与からの保険料控除についても、「その期間には、私の給与からは厚生年金保険料が控除されていなかった。」と証言している。

また、D社は既に解散しており、当時の事業主とは連絡が取れない上、複数の同僚からも申立人の保険料控除の状況に関する証言が得られないことから、申立人の申立期間④に係る給与からの保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。